

**第15回神戸ものづくり中小企業展示商談会
出展企業支援等業務 委託事業者公募要領**

1 案件名称

第15回神戸ものづくり中小企業展示商談会 出展企業支援等業務

2 業務内容に関する事項

(1) 事業目的と概要

神戸市では、市内中小製造業の持つ優れたものづくりの技術を県内外にアピールし、販路開拓や企業間連携等新たなビジネスチャンスの創出に繋げることを目指し「神戸ものづくり中小企業展示商談会」を開催している。

令和5年6月に第15回目の開催をするにあたり、出展企業がよりよい商談成果をあげられるよう、出展企業のニーズ把握やマッチング対象企業への来場勧誘、出展に向けた事前セミナーの開催等の支援を行う。

【第15回神戸ものづくり中小企業展示商談会 開催概要】

開催日時 : 令和5年6月16日(金) 10:00~17:00

会場 : 神戸サンボーホール 2階大展示場 (神戸市中央区浜辺通5-1-32)

出展企業数 : 80社程度

出展分野 : 神戸市内を中心とした中小製造業

(業種 : 鋳造・鍛造、プレス、メッキ、樹脂成形・加工、ゴム成形・加工、金型、板金、溶接・溶断、製缶、旋盤、フライス、電機、制御、設計、その他機械加工・組立等)

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり。

(3) 契約上限額

6,860,000円(消費税含む)

(4) 契約期間

契約締結日から令和5年8月31日(木)まで。

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

委託契約の締結については、神戸市所定の「委託契約約款」に基づくものとする。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

(2) 委託料の支払い

原則、業務完了後、本市の検査を経て、受託者の請求に基づき支払うこととする。

(3) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受託者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 応募資格

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

(1) 神戸市内に本社を置く企業又は団体であること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。

(3) 会社更生法(令和14年法律第154号)又は民事再生法(令和11年法律第225号)に基づく更生手続き又は再生手続きを行っている者でないこと。

(4) 企画提案時において、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと。

(5) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。

5 スケジュール

・公募開始	令和4年11月14日（月）
・質問受付締切	令和4年12月9日（金）
・申請書類の提出期限	令和4年12月28日（水）
・選考審査会	令和5年1月12日（木）（予定）
・選定結果通知	令和5年1月13日（金）（予定）
・契約締結・事業開始	令和5年1月16日（月）（予定）
・展示商談会開催日	令和5年6月16日（金）
・事業完了（事業実施報告書提出期限）	令和5年8月31日（木）

6 応募手続き等に関する事項

(1) 申請書類

- ①提案申請書（様式1） 1部
- ②申請者概要書（様式2） 7部
- ③業務実施計画書 7部

様式は任意（サイズA4）とし、以下の項目について分かりやすく簡潔に記載すること。

ア)仕様書に示す業務の具体的な実施計画

イ)仕様書中「3. 委託業務内容」の「(2) 広報・来場者勧誘」「①来場案内リーフレットの作成」の企画書

ウ)業務を実施するための人員体制、役割分担及び各人員の業務実績・経歴・専門分野等

エ)過去に従事した類似業務の受託実績（報告書等があれば添付すること）

④見積書及び明細書

様式は任意（サイズA4）とし、以下の項目を記載すること。

ア)見積年月日

イ)事業者の名称、所在地、代表者の役職・氏名及び連絡先

ウ)代表者印

エ)見積金額

オ)積算根拠

(2) 受付期間

令和4年12月28日（水）午後5時まで

※持参による場合は、神戸市の休日を定める条例（令和3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、午前9時～正午・午後1時～午後5時。

(3) 提出場所

神戸市 経済観光局 工業課

(4) 質問の受付

ア 受付期間：令和4年12月9日（金）午後5時まで

イ 提出方法：質問書（様式3）に記載し、E-mailにより提出すること。（電話・Faxによる受付は行わない）

なお、E-mailのタイトルは必ず「神戸ものづくり中小企業展示商談会 出展企業支援業務に関する質問」とすること。

質問票送信先：神戸市経済観光局工業課

E-mail：kogyoka@office.city.kobe.lg.jp

ウ 質問はE-mailにて回答する。

7 選定に関する事項

(1) 選定基準

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

ア 内容点【90点】

- ・業務の実施体制に対する評価（20点）
- ・業務の実施計画・実施手順に対する評価（40点）

- ・出展企業向けセミナーの内容に対する評価（20点）
 - ・類似業務実績に対する評価（10点）
- イ 価格点【10点】
- ・入札金額が低いことを評価する。
- (2) 選定方法
- ア 提案の審査については選定委員会が行い、その意見を受けて受託事業者を選定する。
 - イ 選定委員は、選定基準に沿って企画提案書の審査を行う。
 - ウ 審査の結果、評価点が最も高い事業者が複数いる場合は「業務の実施計画・実施手順に対する評価」の点数が高い事業者を受託候補者として決定する。
- (3) 失格事由
- 次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。
- ア 提出書類に虚偽の記載を行った場合
 - イ 応募資格を満たしていないことが判明した場合
 - ウ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合
- (4) 選定結果の通知及び公表
- 評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。

8 その他

- (1) 提案に要する費用、条件等
- ア 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
 - イ 採用された企画提案書は、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
 - ウ すべての企画提案書は返却しない。
 - エ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（神戸市情報公開条例に基づく公開を除く）。
 - オ 期限後の提出、差し替え等は認めない。
 - カ この業務により作成した成果物の著作権、特許権、使用权などの諸権利は神戸市に帰属する。
 - キ 参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。
- (2) 提出先、問い合わせ先
- 神戸市経済観光局工業課 担当：藤井、北山
 住所：〒650-0087 神戸市中央区御幸通6丁目1番12号三宮ビル東館4階
 電話：078-984-0340 FAX：078-984-0339 Email：kogyoka@office.city.kobe.lg.jp